



市第567号
平成28年8月24日

徳島県個人情報保護審査会 会長 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



住民基本台帳法施行条例の一部改正について（諮問）

このことについて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項の規定に基づき、貴審査会の意見を求めます。

諮問事項

住民基本台帳法第30条の15第1項第2号及び第2項第2号の規定に基づき、別紙に掲げる事務を住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用又は提供をすることができる事務として条例で定めることについて

執行機関	事務
一 知事	外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
二 知事	肝炎の治療に係る医療費助成に関する事務
三 知事	徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）による掛金の額の減額に関する事務
四 知事	私立の中学校、高等学校又は専修学校の高等課程の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付に関する事務
五 知事	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務
六 知事	私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
七 知事	不妊治療に要する費用の助成に関する事務
八 教育委員会	県立の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）
九 教育委員会	徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）による奨学金の貸与に関する事務
十 教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務
十一 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務